

日程第 7. 議案第 49 号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 49 号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 49 号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例 南風原町中学指導委員会条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由といたしまして、学校教育法施行令の一部を改正する政令の規定及び 25 文科初第 756 号の通知により、南風原町就学指導委員会条例を改正するため提案をするものです。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第 49 号の内容についてご説明をいたします。お手元には、49 号の資料 1 と 2 も配布してございますのであとで説明をいたします。それでは、改正部分についてご説明申し上げます。南風原町中学指導委員会条例の一部を改正する条例。次のように改正をします。新旧対照表と併せてご覧ください。

題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。第 1 条中「障がいのある幼児児童生徒（以下「障がい児」という。）の保護者に対し適切な就学指導を行うため、南風原町就学指導委員会」を「南風原町立幼稚園、小学校及び中学校における特別支援を要する幼児、児童生徒の支援を行うとともに、就学後も一貫した支援を行うため、南風原町教育支援委員会」に改める。

第 2 条中「障がい児の適切な就学指導及びこれに係る必要な事項」を「南風原町立幼稚園、小学校及び中学校において特別支援教育を要する幼児、児童及び生徒の教育支援を行うため、判定及び教育措置について次の各号に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。1 号 就学支援のための判定。2 号 教育相談の実施。3 号 特別な教育的支援の推進。4 号 関係機関との連絡提携。5 号 その他必要な事項。第 6 条第 1 項を次のように改める。委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

第 6 条に次の 2 項を加える。2 項 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。3 項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 7 条に次の 1 項を加える。4 項 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。（守秘義務）第 8 条 委員は、職務上の知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則 この条例は、公布の日から施行する。以上、従来の条文を改正する内容でございます。

それでは、この提案理由にあります学校教育法施行令の一部改正と 25 文部科学省初等科から通知文でございますが、それに基づきまして今回の条文一部改正でございます。同じような内容にはなりますが、発送されるところが違いましたので資料として提出してございます。ご参考をお願いいたします。49 号 1 で説明いたします。学校教育法施行令の一部を改正する通知についてでございます。端折って主なところを説明いたします。1 ページ第 1、改正の趣旨がございます。その中、3 行目後半が、今回の趣旨になります。就学基準に該当する障がいのある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改めて、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当であるというような趣旨でこの改正がされております。

2 ページをお願いいたします。2 行目の、その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。というようなかたちの、保護者と教育委員会のなかで審議をしてくださいというのが大きな趣旨でございます。改正の内容については、1 から 4 まででございます。

それから、3 ページの一番下には名称についても記載されております。現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である、というような一部改正の内容になっておりますのでそれに基づいて改正をしているところです。

それでは、続きまして 4 ページ、5 ページでご説明をいたします。4 ページの表が現況の就学指導委員会の流れになっています。児童生徒の学齢簿の作成、それで就学時健康診断があります。それで就学基準、障がいを持っているかどうかの基準になります。そして該当、非該当。非該当では、基準に該当していませんということで直接町立小学校に入学になります。上のほうが就学指導委員会で基準が該当となりますと、原則として町から県の教育委員会に通知をいたします。それに基づきまして、県としては特別支援学校への入学の通知となって特別支援学校に通うことになります。そして例外とございますが、特別支援委員会で特別支援学校がいいですよと判断をしたとしても、保護者がそれについて希望しないと、認定就学ということで学校がその児童に対して受け入れが可能かどうか、例えば車椅子であればエレベーターの設置ができていくかどうか、そういったところを判断して町立小学校に入学というかたちになっています。それを、より詳しく障がいのある児童生徒に寄り添った今回の法改正になっています。令 22 条の 3 というのは、学校教育法施

行令でございます。障がい関連の条文でございます。非該当については、そのまま小学校に入学ということですね。該当するときには、就学先決定ガイダンスということで、それについては入門の説明等が必要だということです。そして、総合的判断の部分がある今回の改正の大事なところになります。教育支援委員会（仮称）、それから障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見という総合的判断が今回条例改正のなかでもうたってございます。そして今重視されていますが、本人・保護者の意見を最大限に尊重して教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが原則ということで、そこで市町村教育委員会が最終的に決定をして、県に通知をして、そこで県立教育委員会から特別支援学校ですよというのと町立小中学校への入学へという今回の流れになります。そういう流れに基づいて、今回、町の条例で委員会の名称の変更と内容を一部変更したということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 内容のことというよりも、提案理由で言われている2つの政令、通知とも平成25年に出されたものになっています。これが今度の改正となったのは、どうしたことなのか。時間がだいぶたっていますので、その点についてご説明いただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいまの大城議員からの質疑、確かに平成25年8月に政令の改正がされています。その間、町の体制が整っていなかったこともございます。この内容の中には教育相談体制の整備とありますが、発達支援心理士を特別支援教育相談員のかたちで配置してございますので、そういった児童への相談が可能な体制づくりができましたので今になっています。平成25年にはその体制が整っていなかったもので、改正が今になっています。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 こういった通知などを熟読したわけではございませんけれども、いつまでにしなさいということはないのか。説明内容を伺いますと、言葉は適切ではないかも知れませんが前の機械的だったものが当事者の意向を可能な限り反映させたものにしようという趣旨のように受け取れましたけれども、そうすると各市町村によって受け止め方

平成27年第3回定例会9月4日

だとか準備の状況だとかさまざまで、即対応できた所もあるかも知れないしまだこれからも対応が難しいといった所もあるというように取り組み方はさまざまであるのか、それでいいのかどうか。そのへんのところを説明願います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 いつまでには通知等には記載されておられません。それから、市町村によってまだ改正がされていない所などばらつきがございます。だいたい平成26年に改正された所がございます。隣市町でもまだ改正されていない所は、今後検討するということで、名称について就学指導委員会であったり、教育支援委員会であったり今後改正を検討していきたいと。県も平成26年12月に改正しているということで、各自治体によって改正時期にはばらつきがあるということです。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時35分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。